

青森県教育委員会と国立大学法人東京学芸大学との
先導的教育プログラム研究開発における連携協力に関する協定書

青森県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人東京学芸大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、学校教育の充実を図るため、甲と乙が連携協力の下、Society5.0時代に向けた「令和の日本型学校教育」を担う新しい学校像や教師像を踏まえた先導的な教育プログラム（以下「教育プログラム等」という。）を研究開発し、教員養成、現職教員研修等を通じて成果の普及を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 本協定における連携協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 教員養成、現職教員研修等の機能強化に関すること。
- (2) 学校教育における諸課題の解決に関すること。
- (3) チーム学校を踏まえた学校組織マネジメントの開発に関すること。
- (4) 教員養成、現職教員研修等の高度化に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる連携協力事項の実施に当たって必要な事項については、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（研究成果の活用）

第3条 甲は、本協定に基づく連携協力により乙が開発した教育プログラム等を実地において活用することができる。

（研究開発経費等の負担）

第4条 教育プログラム等の研究開発経費は、乙が負担するものとする。

2 前条により教育プログラム等を実地において活用する場合に必要な経費は、原則として甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力において知り得た秘密情報については、相手方の事前の了承なくこれを第三者に開示又は漏えいしてはならない。なお、本協定の有効期間が終了した後も同様とする。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申出のないときは、有効期間満了の日から、1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

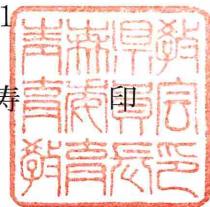
(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月11日

甲 青森県青森市長島1-1-1
青森県教育委員会
教育長 和嶋延寿



乙 東京都小金井市貫井北町4-1-1
国立大学法人東京学芸大学
学長 國分充

